

セミナー番号  
11100407

関係部署へご回覧下さい

4月 東京ビジネス・ロー・スクールのご案内

# 企業内容開示府令の改正と 本年6月総会への実務対応

～役員報酬個別開示，議決権行使結果開示，株式持合い開示等への対応ポイント～

主催 株式会社 商事法務

## 開催の要領

■講師 太田 洋 弁護士・ニューヨーク州弁護士  
(西村あさひ法律事務所)

■日時 2010年4月7日(水)

午後1時30分～4時30分

(計3時間)

■会場 株式会社 商事法務 3階 会議室

(東京都中央区日本橋茅場町3-9-10)

■受講料 31,500円 (1名分, 税込)

■同一の受講申込書にて1社2人以上申込の場合, 2人目から2,100円引きといたします。

■講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。

■定員 40名 (申込順)

※会場での録音・撮影, パソコン・携帯電話の使用  
はご遠慮願います。

くわしくは, 裏面申込要領をご覧ください。

## 開講の趣旨

▶企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案が2月12日にパブリックコメントに付されました。一連の改正のうち, 上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実については, 内外の投資家の強い要望を受けて, ①株主総会における議案ごとの議決権行使の結果開示の義務化, ②株式持合いに関する情報の開示, ③役員報酬の個別開示の一部義務化等, 大幅に開示範囲を拡大する内容を含むものとなっており, これまでの株主総会実務のあり方に大きな影響を及ぼす事項が多く含まれます。▶今回の改正のうち, 上記コーポレート・ガバナンスに関する開示の部分については本年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されるものとされており, 有価証券報告書の早期提出が可能となったことと相まって, 6月総会を控える企業の担当者におかれましては早急な対応が要求されるところです。▶そこで本セミナーでは, 今回の改正内容の解説と, 株主総会担当者のとるべき対応について解説してまいります。

〈東京〉

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2010年 月 日

(4/7)「企業内容開示府令の改正と本年6月総会への実務対応」(31,500円 1名分)(但し 名分)

社名	( )	部				
課		課				
養種	FAX ( )	受				
住	(郵便番号 )	講				
所		者				
※講義の参考のためご記入下さい。 ・年齢 歳 ・入社後 年 ・実務経験 年		部・コ	法・コ	02	業・コ	
貴社の社員教育担当部課をお教え下さい。( )						

# 1 役員報酬の個別開示の一部義務化

- (1) 個別開示の対象範囲
- (2) 「報酬等」の範囲
- (3) その他実務上の問題点

# 2 コーポレート・ガバナンス体制

- (1) 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員」の意義
- (2) その他実務上の問題点

# 3 議決権行使結果の開示

- (1) 開示方法
- (2) 実務上の問題点

# 4 株式保有状況の開示

- (1) 「純投資」目的と「その他」目的
- (2) その他実務上の問題点

## お 申 込 要 領

- 受講のお申込は、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記申込先に郵送又はFAXにてご送信下さい。折り返し請求書・受講票、振込用紙をご送付します。
- 受講料は、講座開講日の3日前までに、お振込み下さい。尚、ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。又、特にお申出のない限り郵便局又は銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 (茅場町ブロードスクエア3階)  
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX03(3664)8843 (専用)
- 問合せ先 電話03(5614)5650 (ダイヤルイン)
- 振込先 〈銀行〉みずほ銀行銀座支店 口座番号 当座預金(0132139)  
口座・加入者名 株式会社 商事法務  
※「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします。
- 講師が受講者リストを持ち帰ることがありますので、受講のお申込は、その点をご了承のうえ行って下さい。